

(様式第2号)

平成30年度 第1回芦屋市指定管理者選定・評価委員会（海浜公園有料公園施設及び朝日ヶ丘公園有料公園施設） 会議要旨

日 時	平成30年7月23日（月） 10:00～12:00
場 所	芦屋市役所東館3階 小会議室4・5
出 席 者	委員 富田 智和 藤川 千代 和田 聡子 比嘉 悟 山口 泰雄 市出席者 企画部 部長 川原 智夏 企画部主幹（施設政策担当課長） 島津 久夫 政策推進課 係長 筒井 大介 政策推進課 係員 西村 勇一郎 事務局 社会教育部 部長 田中 徹 スポーツ推進課 課長 木野 隆 スポーツ推進課 係長 木戸 秀行 スポーツ推進課 係員 櫻井 康晴 スポーツ推進課 係員 藤岡 厚貴 スポーツ推進課 係員 岡田 千裕
事 務 局	スポーツ推進課
会議の公開	<input checked="" type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 会議の冒頭に諮り、出席者5人中5人の賛成多数により決定した。 〔芦屋市情報公開条例第19条の規定により非公開・一部公開は出席者の3分の2以上の賛成が必要〕 <非公開・一部公開とした場合の理由> 募集要項等の審査を行うため
傍聴者数	0 人（一部公開の場合に記入すること。）

1 会議次第

- (1) 開会
- (2) 委嘱状交付
- (3) 部長あいさつ
- (4) 出席者自己紹介
- (5) 委員長互選・副委員長の指名

- (6) 会議運営に関する説明等
- (7) 議題
 - ア 募集要項・業務仕様書について
 - イ 審査要領・選定基準について
- (8) 次回以降の委員会日程について
- (9) 閉会

2 配布資料

- 資料1 会議次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 スケジュール（案）
- 資料4 募集要項（案）（詳細内容は非公開）
- 資料5 業務仕様書（案）（詳細内容は非公開）
- 資料6 審査要領（案）（詳細内容は非公開）
- 資料7 選定基準（案）（詳細内容は非公開）

3 委員の委嘱

芦屋市附属機関の設置に関する条例第2条に基づき委員に委嘱状を交付。

4 会議の成立

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第2条第1項により第1号委員から3名の委員が選出されている。本委員会は委員定数5名中5名の委員が出席しており、芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第4条2項により委員の過半数が出席していることから、会議は成立。

5 委員長、副委員長の選出

芦屋市指定管理者選定・評価委員会規則第3条第1項及び第2項により、委員の中からの互選にて富田委員が委員長に選出、同条第4項の規定に基づき、富田委員の指名により、山口委員が副委員長へ選出された。

6 審議内容

富田委員長：では、議題のほうに移っていきたいと思います。まず議題の（1）募集要項及び業務仕様書について、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局：【募集要項・業務仕様書について説明】

富田委員長：ありがとうございました。それでは、募集要項、業務仕様書について説明が終わりましたが、御質問、御意見等があればお願いいたします。

藤川委員：仕様書の最後のページの平成30年度の大規模改修工事の概要や、規模が、

平成31年度以降の収支に何らかの影響があるのかを教えていただければと思います。

事務局：今の施設が大変古い施設でございまして、耐震がまだされておりませんでした。なので、まずメインとなるのが耐震の柱を入れる工事になります。それに伴いまして、外壁面。水漏れなどもございましたので、防水対策。あと、プール施設ですと、プール槽やポンプ室の機械面です。それらを全てリニューアルする予定です。また、最終的には詰められてない部分でもございますが、プールスライダーも現在の工事予定に入っております。また、プールサイドにも地割れしている箇所があるので、そういったところに少しずつ手を加えて、安全基準に即したものになるようにと考えております。

富田委員長：それ以外にも、あまり目に見えにくい部分では予定されているのか。

事務局：先程も申し上げましたように、水漏れなどの工事がございます。それに伴い、全体的にリノベーションではないですが、少し綺麗になったということが感じられるかとは思っています。

富田委員長：利用者増につながることを期待はできるのですか。

事務局：そうですね。見た目にも少し新しくなったという印象が残るものにはなると思います。

富田委員長：少し、海浜公園に比べると古い印象です。

藤川委員：そうですね。少し古さが目立つと言いますか。

富田委員長：特に更衣室のロッカーは古い印象を受けます。

事務局：そうですね。ロッカー自体はレンタルで借りているものなので、新しいものになるかと思うのですが、全体としては少し古い印象を受けますね。

山口副委員長：プールスライダーというのを先程言われましたけど、現在はあるのですか。新設されるのですか。

事務局：現在もプールスライダーはございます。老朽化で少し柱に錆がございまして、日光などの影響で塗装が剥けている部分もございます。実際、怪我をされた利用者もいました。

山口副委員長：25メートルプールでしたか。50メートルプールですか。

比嘉委員：50メートルプールです。

事務局：50メートルプールとその横に、子ども用プールがあります。そこにプールスライダーがございます。

和田委員：2点お聞かせください。まず1点目ですが、募集要項の5ページの部分です。表現上の問題で、来年元号が変わりますので、平成35年は存在しないのではないかと。

富田委員長：裁判所でも分割の和解案をする際は、このように表記をしますので。

和田委員：そうですね。それがまず1点目です。2点目は11ページの負担区分（ア）

海浜公園有料公園施設のその他に、B & G財団負担金がございます。仕様書の22ページ(1)のキに、1万円の負担金の支払いを行うこととありますが、これは1万円を足すということですか。

事務局：そういうことです。

和田委員：そうしますと、仕様書の11ページ。そちらに海浜公園有料公園施設の配置条件として、インストラクターのところにB & Gのレクリエーション指導員というのが2名、4名とインストラクターで入ってきております。となると、この指導員の給与は、結局、従業員給料として選定される指定管理者がB & Gの指導員に対して払うのですか。

事務局：指定管理者がお支払いするのですが、あくまでB & Gの職員ではなく、指定管理者の職員がB & Gの研修などへ行く場合です。要するに、職員自体は指定管理者の職員という形になります。

和田委員：表現上、B & Gレクリエーション指導員と書いてありますが、B & Gから派遣されてきた人ではないということでしょうか。

事務局：そうです。

和田委員：例えば、資格を持っている人ということですか。

事務局：研修等に行かれて、資格を持っておられるという形です。

和田委員：分かりました。

山口副委員長：同じ関連で、負担金が1万円ですけれど、有資格になっている職員を派遣する費用は指定管理者が負担するということですか。

事務局：そうです。

山口副委員長：分かりました。

和田委員：もう一つ質問がありまして、募集要項の53、54ページです。運営費の推移の平成26年度から平成29年度を見させていただいているのですが、収入の中の利用料金収入、自主事業収入は、平成27年度以降かなり伸びています。これは、大きな収入として良いことだと思うのですが、管理者が変わったのですか。平成26年度までと平成27年度から大きな開きが出ている原因を教えてください。

事務局：指定管理者は変わっておりません。平成26年度の指定管理者が変わる時点で、4月、5月、6月の3カ月間、工事が入りました。なので、平成26年度に関しては、7月から運営を始めています。よって、その3カ月間の収入が少ない分。さらに、指定管理者にとっては、4月から大抵スクールが始まることが多いのですが、6月の募集でしたので、非常に大変だったということもありまして、平成26年度と平成27年度以降の収入に開きが出ております。

和田委員：ということは、支出も違いますよね。4月からではなく、7月からというタ

イムラグが生じているのですね。

事務局：そうですね。ただ、募集などの準備は4月、5月、6月の時点からされておりまして、7月からスクールを開始できるように、周辺の会議室を借りて受け付けをして、努力をしていただいておりますので、3カ月何もせず、費用も全くかからなかったわけではないのです。

和田委員：支出の中で、事務費、管理費が平成27年度に大幅に上がっておりますが、その辺りも、今おっしゃったことが影響しているのでしょうか。この資料だけでは詳細が分からないので。

藤川委員：確認ですが、自主事業の中に含めておられる実際の事業の内容としては、先ほどからのお話でありますと、今後、スクールの運営などに係るものとして理解してよろしいのでしょうか。

事務局：はい、そうです。

藤川委員：年度毎の推移を見ていると、特に自主事業費は、年によって支出の範囲の取り方が微妙に違うのでしょうか。平成30年度予算は、なぜ自主事業費が前年の倍くらいになっているのでしょうか。

和田委員：OGSもイベントに対して、積極的な年とそうでない年で、このような差が出てくる自主事業だと思っておりますが、どうなのでしょう。あまりにも差がありますので。今の段階でお分かりになることはありますか。

事務局：この説明は、少し精査させていただいて、第2回の選定委員会で御説明させていただいてもよろしいでしょうか。

藤川委員：そうですね。

和田委員：はい。

藤川委員：自主事業費もそうですが、53ページの海浜公園に係る光熱水費についての下の注意書きの2つ目に平成30年度の光熱水費については計算方法が異なるという補足も入れていただいております。今後の収支状況も、事業者から提案してくるものを、これと見比べてどうかということも判断させていただけたらと思っていますので、現指定管理者が応募する可能性は非常に高いと思われまますし、自主事業にどういったものが含まれているのか。特に支出の中にどういったものが含まれているのかを、もし分かれば教えていただきたいと思いません。

事務局：分かりました。今、分かる範囲で申しますと、先ほど申しましたように、平成26年度につきましては工事がありましたので、あまり参考にならないということ。平成27年につきましては、自主事業費として算出していないため、そのまま上乘せしております。また、平成28、29年度につきましては、いわゆる自主事業として細分化しておりまして、それぞれ個別事業の経費も提出していただいております。ですが、その中で光熱水費などの費用

は、本来であれば自主事業として割り切ることができません。ただ、それについても市から個別に事業ごとに細分化して提出を求めまして、指定管理者は光熱費を面積按分という方法で費用を算出したという経緯がございます。平成30年度につきましては、その方法ではなく、収入按分という方法で算出をしました。なので、その辺りの部分は、おっしゃるように詳細が分かりづらい部分もございますので、どのように算出したのかを53ページで少し補足説明を追加させていただければと思うのですが、いかがでしょうか。

藤川委員：分かりました。お願いします。

和田委員：54ページの朝日ヶ丘の支出の管理費が、平成26年度から平成27年度以降、毎年の右肩上がりですが。

富田委員長：かなり右肩上がりですね。

和田委員：こちらの理由はお分かりですか。

事務局：主たる原因としては、市から事業収支の見せ方を変えるよう指示をさせていただいたことが、大きく関わっているかと思われま。

和田委員：今までの会計処理とは少し変わっているということでしょうか。

事務局：そうです。市への事業報告、収支決算の提出の費目が変わっているということです。

和田委員：そうですか。その3点で以上です。

比嘉委員：委員長、よろしいでしょうか。

富田委員長：はい。どうぞ。

比嘉委員：仕様書の11ページから12ページの人員の配置条件です。今まで大きな事故はなかったと思うのですが、プールのあまり深くない部分でも子どもが事故に遭って亡くなることもありますので、プールは安全性が非常に重要だと思います。12ページの(イ)のイに「プール監視業務に従事する者が水泳技術に熟練し、業務遂行上必要な知識を有したものであること。また、普通救命講習又は上級救命講習を受講する等、利用者の安全を確保するための一定以上の能力を有したものであること。」とありますが、この中にある講習などで、監視員がどのような位置に立ち、どのように目配りをするのか。また、監視する人数などを、再確認して、気をつけて監視をしていただきたいと思います。

事務局：はい、分かりました。

比嘉委員：12ページの(イ)のイで資格を取得していなければならないという意味ではないのですよね。(イ)のイの中で、上級救命講習を受講する等と書いてありますが、それを受講しなくても指定管理者が雇っている場合もあるということですよ。

事務局：はい。

比嘉委員：必ず講習を受講しなければならないということは、ここでは記載していない

ということですね。

事務局：はい。

比嘉委員：その辺りをもう一度、確認していただければと思います。

富田委員長：ほか、いかがでしょうか。

事務局：先程の比嘉委員のご質問と同じ部分なのですが、気づいた点がございまして、朝日ヶ丘公園有料公園施設と海浜公園有料公園施設の配置条件の表の中の統括責任者の部分を見比べていただきますと、海浜公園有料公園施設には「設備、安全管理に関する資格を有していること」と書いていると思います。そして、朝日ヶ丘公園有料公園施設につきましては、「整備、安全管理に関する右記の資格と同等以上の資格を有すること」と書いております。これを統一した形で修正させていただいてもよろしいでしょうか。

藤川委員：どこでも言っていることなのですが、現指定管理業務に関する内部評価の結果を、現状の課題として教えていただけないでしょうか。

事務局：申し訳ございません。今日は、用意しておりません。少々お待ちください。

藤川委員：あと参考までに素朴な疑問なのですが、海浜公園の屋内の温水プールを夏の期間中開けていないのは、何か理由があつてのことですか。

事務局：条例を制定した当時の考え方は、夏は温水でなくてもという考え方や、メンテナンスのこともあったと思うのですが、現在は、自主事業として市民のために開けている状況です。やはり、市民の要望もありまして、夏の2カ月間だけ開けるのではなく、屋内プールで、自主事業としてスクールも行っていきますので、運営上空けておいた方が良いということで条例と変わっております。ただ、管理者から、自主事業のために別途申請をいただいて開けているという状況です。

藤川委員：なるほど。では、現在も一応開けているということですね。

事務局：はい。

藤川委員：分かりました。

富田委員長：それなりに屋内でも人はいますし、むしろ最近は日差しが非常に強いですし。

藤川委員：そうですね。そう言われますと、最近は屋外のイベントもよく猛暑の影響を受けていますし、プールとはいえやはり日差しは気になる方もいらっしゃいますよね。安全対策などのことを考えると、室内施設の利用を推奨されている雰囲気もありますし、自主事業の範疇でこれも積極的に提案してくる可能性はあるということでしょうか。

事務局：はい。ただし、1つ付け加えますと、屋内プールの6コースあるうちの2コースは、もう一般利用として対応するというようになっておりますので、自主事業だけではないということです。

藤川委員：なるほど。

富田委員長：時間の関係もありますので、審査要領と選定基準のところの審議にいきたいと思いますが、説明をお願いいたします。

事務局：【資料6 審査要領，資料7 選定基準に基づいて審査要領及び選定基準について説明】

委員：【協議・検討】

富田委員長：次に委員の間で日程の確認と次回以降の現地見学等についてお諮りしたいと思うのですが、御説明をお願いできますでしょうか

事務局：【スケジュールについて説明】

富田委員長：ありがとうございます。今日出た意見につきましては、事務局で修正をお願いします。これで、本日の審議は終了とします。

本日審議された、①募集要項・業務仕様書，②審査要領・選定基準への修正等については、事務局の責任のもとに修正後，日程通り公募を開始する旨の確認，次回開催日程調整を行い閉会。